

# 役員等の報酬、費用及び退職金の支給に関する規程

制定 平成 22 年 5 月 28 日  
施行 平成 23 年 4 月 1 日  
改正 平成 25 年 6 月 20 日  
改正 令和 1 年 6 月 14 日

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人 日本レクリエーション協会（以下「協会」という。）定款第 13 条及び第 30 条の規定に基づき、役員等の報酬、費用及び退職金の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義 等)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち常時勤務（1 週間のうち 3 日以上勤務）する役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬とは、職務遂行の対価として支給される金品をいう。
- (5) 退職金とは、常勤役員が、当該職を退職した際に支給される金品をいう。

## 第 2 章 報 酬

(常勤役員の報酬等)

第 3 条 常勤役員に対して報酬を支給する。

- 2 常勤役員の報酬の額は、年額 1, 200 万円を限度とし、常勤役員の業務内容、勤務日数等を勘案して個々の役員ごとに、理事会の議決を経て理事長が定める。
- 3 常勤役員の通勤に要する費用については、常勤役員の勤務日数等を勘案の上、6 ヶ月定期購入代金又は実際に要した額のいずれか低額を支給する。

4 常勤役員の出張に要する費用については、旅費交通費及び宿泊費を支給する。

(常勤役員の報酬等の支給方法及び支給日)

第4条 常勤役員の報酬等の支給方法及び支給日は、協会職員の給与の支給方法等の例による。この場合において、常勤役員の本給の毎月の支給額は、その年額に12分の1を乗じて得た額とする。

(非常勤役員等に対する謝金等)

第5条 非常勤役員に対しては報酬を支給しない。但し、非常勤役員が理事会等へ出席した場合及び一定のまとまった業務の処理を行った場合等は、謝金及び交通費を支給することができる。

この場合における、謝金及び交通費の額は別表「非常勤役員及び評議員等に対する手当、謝金及び交通費の支払いについて」の定めるところによる。

2 理事長が非常勤の場合は、非常勤代表理事手当を支給することができる。手当の額は別表「非常勤役員及び評議員等に対する手当、謝金及び交通費の支払いについて」の定めるところによる。

(評議員の報酬等)

第6条 評議員に対しては、報酬を支給しない。但し評議員が評議員会へ出席した場合等においては謝金及び交通費を支給することができる。

この場合における謝金の額及び交通費の額は、別表「非常勤役員及び評議員等に対する手当、謝金及び交通費の支払い基準」の定めるところによる。

### 第3章 退職金

(退職金)

第7条 常勤役員が退職した場合は、常勤役員として在任した期間について退職金を支給する。

2 本人の死亡による退職の場合は、その遺族に対して退職金を支給する。

(退職金の算定方法)

第8条 常勤役員の退職金は、任期毎に算定し、複数任期在任した場合は、退任時にこれを合算する。

2 常勤役員の任期毎の退職金の額の算定は、当該任期の報酬の年額に10分の1を乗じて得た額に、常勤役員としての在任年数を乗じた額を当期の退職金の額とする。

- 3 常勤役員の任期途中で報酬年額が変更された場合は、当該任期中に実際に得た額（任期途中における退任の場合は任期満了までに得るであろう額）をもって報酬の年額とする。
- 4 在任年数の計算にあたり、在任月数に端数があるときは、15日未満の端数はこれを切り捨て、15日以上は、これを切り上げ、1ヶ月として年間の月数を計算し、その月数を12で除したものを年数とする。

（退職金の不支給等）

第9条 常勤役員が次の各号の一に該当する場合には、退職金を支給せず、又は減額し、若しくはすでに支給した退職金の全部又は一部を返還させる。

- 一 在任中に職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められる場合
- 二 退職後において協会の信用を傷つけ、又は在任中に知り得た協会の秘密を漏らし、協会に損害を与えたと認められる場合。

- 2 前項の規定は常勤役員が複数任期在任し、いずれかの任期中に一号又は二号に該当した場合であっても、全ての任期を通じて適用する。

（退任功労金）

第10条 理事長（代表理事）が退任する際、退任功労金を支給することができる。

#### 第4章 雑則

第11条 本規程の改正は、評議員会の議決を経て行う。

附則

この規程は、公益財団法人日本レクリエーション協会の設立登記の日から適用する。

附則

この規程は、平成25年1月1日から適用する。

附則

この規程は、令和元年6月14日から適用する。

別表 評議員及び非常勤役員等に対する手当、謝金及び交通費の支払い基準

非常勤代表理事手当（月額）		100,000円（税抜き）
謝金（1日、1行事当り）		
評議員・非常勤役員		15,000円（税抜き）
理事長・副理事長（非常勤）		20,000円（税抜き）
交通費	東京、神奈川、千葉 埼玉	支給しない
	北海道、中国・四国、 九州・沖縄	航空運賃普通席料金実費
	上記の地域外	鉄道運賃、特急料金実費

交通費についてこの別表により難い特別の事情があるものについては、理事長が決する。